

この制度のみが被保険者の利益を有効に保証し得る。協定制度の擁護は当事者の誠実な協力を前提としている。企業主と政府がこのような態度を守らない限り、被保険者はみずからその利益を擁護しなければならない。CGTは三者構成全国委員会において交渉を開始し、新協定締結の準備を行なうために、医師代表と賃金労働者の機関の責任者とのあいだで直接交渉が行なわれることを望む。CFDTの声明もほぼ同様の主旨で、三者構成全国会議の早急な開催を提案している。

以上のような各界の非難に対し、医師組合連合会は再び声明を出し、医師側が提案し要求する報酬は妥当なものであり、医師は協定なしにも合法的に営業できると主張した。

9月末の段階では、紛争はこのように互いにコミュニケーションの上での争いに止まっているが、これがどのように発展しつつあるかまだ明らかでない。しかし医師側の主張する引上げが認められれば、昨年の改革で小康を得たかに見える社会保障財政が再び圧迫されるのは確かである。医師組合連合会の決定した2ないし20%の料金引上げは、平年度で4億

5,800万フランの出費増に当たる。これを保険料の引上げでまかなわなければならなくなれば、約0.5%の料率引上げとなる。社会保障機関の収入は賃金の上昇に伴い増加しているが、すでにこの5月1日から実施された診療報酬の引上げ、あるいは入院費の大幅な増

加等によりその增收分はすっかり吸収されてしまうといわれている。

(*Le monde*, 1968.9.24ほか)

(平山 阜 国立国会図書館)

## 注目されるニューヨーク市の 公的扶助改正

(アメリカ)



かつてジョンソン大統領がその施政キャンペーンとして掲げた“貧困戦争”は、いまやアメリカにおいて色褪せつつあるという。この抗弁として政府は、現在の国民所得の上昇、貧困者数の減少等を連邦国勢調査局の統計によって説明しようとしている。

しかし、貧困者数が減少したとはいえ、連邦の貧困基準以下（非農業の4人世帯で年収3,335ドル以下）の者は、1967年時において2,590

万人もあり、現在アメリカ経済にしのびよるインフレの兆しあれらおよびボーダーライン所得層の生活を一層不安定にしている事実を見逃すわけにいかない。しかもジョンソン大統領の“バターも大砲も”的過重な両面政策から“偉大な社会”構想にもとづく社会保障の諸プログラムは、いずれも財政的破綻に瀕し、その再建策として被扶助者数の制限をねらいとする「1967年社会保障改正法 the

Social Security Amendments of 1967」が本年初め制定されたのであった。この間現行社会保険制度、とくに公的扶助制度のあり方についての検討が各方面でなされたのであったが、やはり貧困者が存在する限り、効果的な貧困者対策が相変わらず必要とされることに関しては異論がなかった。したがって連邦の現行制度のより効果的な改正は常に要求されるものであり、これに関してはニューヨーク市の公的扶助制度の改正が、連邦制度改正の参考になりうるものとの評価をうけている。事実、かつてのニューヨーク・プランにおける被扶助者の就労奨励の構想は、1967年社会保障改正法にも盛り込まれたのであった。そして現在も次々と打ち出される同市のいわば“前向き”的改正および提案は、連邦制度改正の関係者によってその成行きが熱心に注目されているのである。

#### <ニューヨーク市の現行制度>

ニューヨーク市の公的扶助制度中、最近の顕著な改正プログラムは以下のとおりである。

##### (1) 就労奨励プログラム

被扶助者に勤労意欲をわかせ、自立生活へむかわしめるためのプログラムとして昨年考案されたものである。これによれば、被扶助者が就職し収入を得ても、ある程度までは扶助金の削減をまったく行なわないということで、被扶助者に積極的な就職意欲を促進させ、蓄財の機会を与えて、最終的には扶助生活から完全に抜け出させることをねらいとしている。具体的には、勤労収入が月85ドルまでの者に対しては扶助金の削減は行なわず、85ドルをこえる者についてはその70%を収入として認定し、それに対する扶助の削減を行なう。そして4人家族で年収4,900ドルまでの者については何らかの扶助を継続して与えるが、それ以上の収入の場合にはいかなる扶助も完全に停止するという方法である（本誌創刊号参照）。このプログラムが実施されて9カ月後には1,500人以上の者が就職している。彼らの15%は5年以上失業していた者であり、25%は今まで全然就労経験をもたない者であった。なお、かれらの85%が常用被用者としての仕事についたのである。

市の公的扶助制度の権威である Mitchell I. Ginsberg 氏は“これは各家庭に蓄財の機会を与えるとともに、被扶助者に対する市の支出を将来少なくてすむようにしようとする方法を助成するものである”と語っており、この構想は、1967年社会保障改正法にも採用されている。

しかし、このプログラムに後になって予算削減がなされたため、月30ドルまでの収入の者にのみ完全に扶助金を与え、30ドル以上の月収の者については収入の70%に対し扶助金削減を行なうことになった。なお、ニューヨーク市では昨年の7月7日に、1,600人の被扶助母親達を就職させるため、彼女らのなかの800人を保母とし、彼女らの子供の世話をさせる保育所プログラムを採用している。

##### (2) 単純選定プログラム

現在ニューヨーク市の38の福祉事務所のうちの2カ所においては、扶助をうけようと欲する者の要求を記載した申請書によってのみ被扶助者を選定している。そして被扶助者にはもはや時間の浪費であり、しかもしばしば不快ですらある扶助を決定する家計調査は行

なわれない。そのかわり、市社会事業局長の Jack R. Goldberg 博士の言を借りれば“所得税の申告書を提出すると同様に申請者の困窮度の証明書を提出すればよい”のである。

このプログラムは早くも有効かつ実用的であるという評価がなされている。このプログラムの採用は早速全国的に拡がることが予想される。連邦政府はこの方法の採用を、公的扶助の成人のカテゴリーについては1969年1月1日から開始することを、未成年者のカテゴリーについては同年7月1日から開始することを各州に要求している。

#### (3) 被扶助者分散プログラム

市は、大きな福祉事務所に被扶助者が集中するのを分散させるため、その近辺に5つの福祉事務所を設置している。

#### (4) 制度改正への被扶助者参加プログラム

被扶助者の諮問団体は、市のほとんどの福祉事務所で毎月所長と会見して、問題を提供したり、提案を審議したりしている。

#### 〈均一特別補助金の提案〉

公的扶助の被扶助者に対する特別補助金の

規定とは、家具や衣類の購入または火災の際の被害等についての要件を満たす被扶助者は、毎月の扶助に加えて特別補助金をうけることができるというものである。これまでこの制度の理解が不十分であったため、特別補助金をうけていた者は、ニューヨーク市の被扶助者87万5,000人のうちわずかな者にすぎなかった。それが最近この制度の理解が急速に浸透した結果、1年前には特別補助金の経費が300万ドルであったのに、現在では1,300万ドルと急増した。市は特別補助金制度の完全崩壊を防ぐため、まず現在の同経費の90%削減を行なうかわりに、年間100ドルを四半期払いに全被扶助者に均一に支給する策を提案している。そしてこの提案は、州および連邦の承認を得て近々実施のはこびとなっている。

この均一特別補助金の構想は、手続きの繁雑さを省き、補助金支払いの遅れをなくし、市支出の偏向を防ぐことが期待される。また、この他に二つの不公平を是正することになるかもしれない。というのは、特別補助金の支給額が今までではケース・ワーカーの自由

裁量であったために生ずる不公平および、この制度の認識をもつ被扶助者のみがその恩恵に浴していたという不公平の是正である。

しかし、この新しい提案は、被扶助者から市議会や福祉事務所への激しい反対デモによってむかれられている。

だが、市長は市財政が無限の資金をもっていられない限り、新しいプランにもとづく改正は必要だとし、さらに新しいプランは特定の者に限らず全体に均一に支給することを目的としているのだからして、より公平なものであろうと説明しており、同プラン実施の意志はかわっていない。

#### 〈所得保証の Guaranteed Income 構想〉

多くのアメリカ国民は、現行公的扶助制度は慢性的貧困から抜けられない者に対する援助プログラムでしかないと批判している。そして貧困克服を所得の面から研究することが現在盛んに行なわれており“負の所得税 negative income tax”構想を含む貧困者への所得保証や補充所得の構想等が多くの経済学者から提案されている。つまり、貧困問題の解

決にあたっての革新的見解は、まず、貧困者への扶助ではなくして、ある程度までの現金収入を保証してやることだというのである。

ニューヨーク市の公的扶助行政に6年間たずさわってきた James R. Dumpson 氏は、現在 Fordham 大学の社会事業学部の学部長であるが、所得保証の構想を負の所得税と家族(児童)手当から考えていこうとしている。

負の所得税構想とは、ちょうど所得税が累進課税になっているのと同様に、貧困基準以下の者に反対に累進方式で所得を支給する方法であり、これが支持をうけているのは論理の単純性と普遍性からである。

一方、家族手当構想は、ある年齢までの児童に対する毎月の手当金を両親に支給する方法である。金額については今のところ、就学前児童への8ドルから6歳以上の児童への12ドルという方式から、各児童へ均一に50ドル支給という方式まで種々あげられている。そして所得税600ドル以上の者から児童控除はなくなる。この構想の支持者は、当該資金の半分が直接に貧困家庭にむけられることを期待しており、他の半分は低所得層で子供の養

育に出費がかさむ家庭にむけられるよう期待している。

この二種の構想で Dumpson 学部長は家族手当の方を推している。その理由として、家族手当の方が負の所得税よりも実際の行政面で手続きがより簡単であろうと予想しており、とくにその趣旨が“家族および児童に対するもの”という点を良好としているのである。

Mitchell I. Ginsberg 氏も家族手当の方を推している。かれは、家族手当がいかなる家計調査も必要なく、また、家族手当自体が所得というよりもむしろ補充的性格のものであるからして、就労奨励を鈍化させる結果を招きはしまいと語っている。

### 〈望ましい改正への提案〉

Ginsberg 氏および Dumpson 氏は、将来の連邦および市の公的扶助制度は以下の諸点を考慮したものでなければならないであろうという点で見解が一致している。

1. 就労可能な者のすべてに勤め口を保証すること。

2. 連邦扶助をより拡大し一様にすること。
3. ソーシャル・サービスから金錢的扶助を分離させること。これは多くの家庭は金錢ではなくして福祉サービスを必要としており、社会保障制度は金錢を与えてやること以上のものでなければならないという論にもとづいている。

Dumpson 学部長は、制度改正は前述の改正から、連邦の制度、連邦の州委任および連邦の基準の改正等に及ぶべきであると主張している。そしてかれは、そのような改正ムードはいまや熟しつつあるように思われると希望的見解をつけ加えている。

(*The Christian Science Monitor*, Aug. 29, 30, Sept. 5, 1968; *The New York Times* (Weekly Review), Sept. 1, 1968.)

(藤田貴恵子 国立国会図書館)